

教職企第1891号  
令和6年10月21日

各府立学校校長・准校長 様

教職員企画課長

### 病気休暇の承認手続きの見直しについて（通知）

病気休暇の承認手続きについては、大阪府高等学校等処務規程及び平成27年3月13日付け教職企第2027号にもとづき適正に運用いただいているところですが、下記の点について見直すこととしたので通知します。

なお、見直し後の承認手続きについては別記のとおりです。

#### 記

- 1 病気休暇の願い出にあたって母性健康管理指導事項連絡カードを提出する場合、診断書の提出は不要であることを明記する。
- 2 病気休暇を願い出る場合は診断書を提出しなければならないが、職員の負担軽減の観点から、次の（1）又は（2）に該当する場合は、診断書の提出を不要とする。  
ただし、病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて勤務しない場合、または、病気休職となる場合は診断書の提出が必要。
  - （1）入院の場合において、入院診療計画書及び領収書等を提出する場合。
  - （2）通院の場合において、原則、事前に「医療機関を受診する旨」を校長・准校長等に伝えた上で、医療機関を受診し、領収書等を提出する場合（一会計年度につき5日以内とし、通院した日に限る。）。

#### 3 実施時期

令和6年11月1日

大阪府教育庁教職員室教職員企画課  
労務・働き方改革推進グループ  
電話 06-6941-0351（内線 3443）

## 病気休暇の承認手続きについて

### 1 病気休暇の承認に当たっての確認事項等の取扱い

○病気休暇の承認に当たっては、その願い出ごとに（1日単位、1時間単位の病気休暇含む）、病気休暇に関する事由及び療養を要する期間を医師の診断書によって確認する。

【病気休暇に関する事由】

- ①病気（負傷又は疾病）の事実
- ②療養する必要があること
- ③勤務することが困難であること

○なお、時間単位の病気休暇を承認する場合は、決裁権者において、勤務時間内に通院する必然性ととも、必要と認められる時間帯を適切に判断する。

- ・当該時間帯に勤務することが困難であるかどうか。
- ・当該時間帯でなければ治療を受けられないかどうか。

※遠隔地の医療機関である場合等は、当該医療機関でなければ治療を受けられないかどうかにも留意する。

#### （1）診断書に代わる書類を提出する場合の特例

ア. 母性健康管理指導事項連絡カードを提出する場合

病気休暇に関する事由及び療養を要する期間を確認できる場合は、診断書の提出は不要。

イ. 入院の場合において、入院診療計画書及び領収書等を提出する場合

次の①から⑤が確認できる場合は、診断書の提出は不要。

- ①職員氏名
- ②入院した期間
- ③入院した医療機関名
- ④主治医名
- ⑤病名

ウ. 通院の場合において、原則、事前に「医療機関を受診する旨」を校長・准校長等に伝えた上で、医療機関を受診し、診断書に代えて領収書等を提出する場合

次の①から④が確認できる場合は、一会計年度につき5日以内、かつ、通院した当日に限り、診断書の提出は不要。ただし、病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて勤務しない場合、または、病気休職となる場合は診断書の提出が必要。

- ①職員氏名
- ②通院日
- ③通院した医療機関名
- ④病気休暇に関する事由

## **(2) 一定期間に及ぶ通院加療を要する場合の特例**

- 診断書に「通院加療」の期間と頻度の記載があれば、その間は1枚の診断書で取扱い可能とする。
- その場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等の提出を求める。
- 提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。

<例>

「●●（病状）のため、向こう1カ月間、週1回（期間と頻度）の通院加療を要する」

⇒この1枚の診断書で向こう1カ月間、週1回の通院加療のための病気休暇を承認できる。ただし、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等の提出を求める。

## **(3) 指定難病等に罹患した職員に関する特例**

- 指定難病等（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患（特定疾患））に起因する突発的な症状等により不定期に通院する必要がある旨が診断書に記載されていれば、個別・具体的に時期を特定して記載することが難しい症状等についても、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。
- なお、通院を要する原因となる突発的な症状等については、診断書記載の指定難病等と同一の疾患に起因するものであることが必要。
- 通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等の提出を求める。
- この特例の対象は、通院の場合に限られ、自宅での安静加療は除く。
- 特定医療費（指定難病）等の医療費助成の受給の有無は問わない。
- 少なくとも年1回、新たな診断書の提出を求める。

<例>

「●●（指定難病等の病名）のため、週1回通院加療が必要。ただし、この疾病に起因した突発的な症状等により、これ以外に通院加療を要する可能性がある」

⇒この1枚の診断書で、この診断書に記載された指定難病等に起因する突発的な症状で通院加療のための病気休暇を承認できる。なお、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等の提出を求める。

## 2 「病気休暇願」理由欄の記載方法

病気休暇願  
※病気休暇は必ず所属長（知事部局においては「所属次長又は総括補佐」、府立学校では「校長等」）が承認してください。

■ 取得期間、時間帯及び理由を入力してください

期間	令和 年 月 日 から	<input type="radio"/> 全日	<input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水	:  ~  :	休憩
	令和 年 月 日 まで	<input type="radio"/> 時間休	<input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土	:  ~  :	
人工透析区分	<input type="radio"/> 人工透析以外 <input type="radio"/> 人工透析 <small>※理由が人工透析の場合は、人工透析を選択してください</small>				
理由	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p>【記入例】</p> <p>医師の診断書の提出がある場合 ⇒「○○（負傷又は疾病名）により療養が必要のため」と入力。</p> <p>一定期間に及ぶ通院又は特例による通院で診断書がない場合 ⇒「病気（負傷又は疾病）の事実」「療養する必要があること」「勤務することが困難であること」</p> </div>				通算日数（既取得）
	<input type="checkbox"/> 承認後の願出を取り消す場合は、チェックを付けてください				<input type="checkbox"/> 取消

※ローテーション勤務等のうち勤務パターンが登録されていない方は、「休憩」ボタンを押して、休憩時間を入力してください  
※病気休暇を取得する際、その日から起算して前1年の期間（病気休職の期間を除く。）に取得した病気休暇を通算し、90日を超えた日から（休職を発生させた場合を除く。）、給料及び給料に対する地域手当が半減となります。  
※病気休暇のデータが台帳に登録されない場合（病気休暇の申請が初回の場合等）は、初回については、通算日数が表示されません。  
※病気休暇の申請期間に入力日から56日以降の期間が含まれる場合、通算日数（承認後）には、入力日から56日目までの日数が表示されます。  
※添付書類等については「ヘルプ」ボタンを押してマニュアルを参照してください

※病気休暇は必ず所属長（知事部局においては「所属次長又は総括補佐」、府立学校では「校長等」）が承認してください。

### 【記入例】

- 医師の診断書の提出がある場合  
⇒「●●（負傷又は疾病名）により療養が必要のため」と入力。
- 一定期間に及ぶ通院又は特例による通院で診断書がない場合  
⇒「病気（負傷又は疾病）の事実」「療養する必要があること」「勤務することが困難であること」の事由（病状、診療を受けていた時間帯）などについて、当日の状況を入力。通院の場合で領収書等の提出により診断書に代える場合は、併せて、申請年度において同取扱いにより既に承認を受けた病気休暇の日数を入力（上限日数の確認）。

## 3 病気休暇の承認及び確認書類の保管

- 病気休暇の承認は、校長・准校長が行うものとする。また、病気休暇を承認した校長・准校長は、承認した内容について、適宜、教育庁担当者へ報告する。
- 確認書類については、各学校において、各種休暇願の文書保存期間である1年間保存する。

## 4 健康管理、服務に関する指導

- 職員が病気休暇を繰り返し願ひ出ている場合や定期的に勤務時間内に通院するため時間単位の病気休暇を願ひ出ている場合などには、健康管理の観点から、校長等は、適宜、病状を確認するものとする。  
（例：当該職員に主治医等に病状を確認させる、当該職員が診療を受ける際に付き添う等）
- また、必要に応じて、産業医等の健康相談・指導や服務規律を確保するための指導を行うものとする。

### 【改正履歴】

平成 25 年 3 月 29 日 教委職企第 2282 号

平成 27 年 3 月 13 日 教委職企第 2027 号

## 病気休暇の承認手続きの見直しについて QA

Q1 診断書の提出を求める趣旨は。

A1

- 病気休暇を承認するに際しては、職員が負傷又は疾病のために勤務しないことがやむを得ないという理由とその期間について、客観的に把握することが必要。
- そのためには、専門家である医師の診断書により、その病状等を正確に確認することが必要と考えている。
- このことが教職員の適切な健康管理と服務規律の確保を行っていくうえで大切と認識している。
- また、複数の自治体で病気休暇の不適切な取得事例があり、府民から厳しい視線が向けられていることから、より府民理解を得られる病気休暇制度のもと、病気に罹った教職員には、医師の診断に基づいて治療に専念してもらい、できるだけ早く復帰してもらいたい。
- 結果的には、このことが行政効率をあげることに寄与するものと考えている。
- 一方で、職員の負担軽減を図る必要があることから、母性健康管理指導事項連絡カードは診断書と同様のものとして取り扱う。また、次の書類を提出する場合は、診断書の提出を不要とする。ただし、病気休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて勤務しない場合、または、病気休職となる場合は診断書の提出が必要。
  - ・入院については、入院診療計画書及び領収書等
  - ・通院については、領収書等（一会計年度につき5日以内とし、通院当日に限る。）

Q2 「診断書」とは、どのようなものを言うのか。また、いつ提出しなければならないか。

A2

- 医師法第 17 条で「医師でなければ、医業をなしてはならない。」とされている。ここでいう「医業」とは「医行為を業として行うこと。」とされており、医師のみが行う「医行為」には「診断、手術、診断書・処方箋などの交付、医師の指示」などがある。
- このように、現行法上、診断を行い、診断書を交付できるのは医師に限定されている。
- 従って、「医師の診断書」とは、医師の診断に基づき、医師がその診断内容を記した文書をいう。
- 診断書は原則として病気休暇を願い出る際に提出するものであるが、急病等であらかじめ提出できない場合は、事後速やかに提出すること。この場合、病気休暇の承認は、診断書を確認した後に行うこと。

Q3-1 通知別記 1(1)の入院に係る特例について、「入院診療計画書」及び「領収書等」

とはどのようなものを言うのか。

A3-1

○入院診療計画書は、入院した医療機関の医師が発行した書面で、次の①から⑤が確認できるもの。

- ①職員氏名
- ②入院する期間
- ③入院する医療機関名
- ④主治医名
- ⑤病名

○領収書等は、受診した医療機関が発行した書面で実際の入院期間が確認できるもの。

Q3-2 通知別記 1 (1) の通院に係る特例について、「領収書等」とはどのようなものを言うのか。

A3-2

○受診した医療機関が発行した書面（領収書、検査結果画像、処方箋、診察券、診療受付表、薬袋、療養証明書、診断情報提供書、状況説明書等）で、次の①から④が確認できるもの。

- ①職員氏名
- ②通院日
- ③通院した医療機関名
- ④病気休暇に関する事由

Q3-3 書類は原本の提出が必要か。

A3-3

○写しの提出でよい。

Q3-4 病気休暇の願い出に当たって通知別記 1 の特例によらず、診断書を提出してもよいか。

A3-4

○よい。必ずしも特例的取扱いによって願い出なければならない趣旨ではない。

Q4 医療機関とは何を指すか。

A4

○歯科を含む病院・診療所を指し、薬局や柔道整復は含まない。

Q5 体調が悪くなり、病院へ行けず自宅で寝ていたが、体調が回復したため、翌日から勤務することができた。この場合、診断書は提出できないが、病気休暇は認められるのか。

A5

○医師の診断書の提出がなければ、病気休暇の必要性が確認できないため、承認することはできない。

Q6 1日のうち2回(例えば朝と夕)病気休暇を取得した場合、それぞれ診断書は必要か。

A6

○朝夕それぞれについて、病気休暇の必要性が記載されている診断書であれば1通で可。

Q7 通知別記1(1)の入院に係る特例について、既に85日間の病気休暇の承認を受けているが、新たに10日間の入院が必要となった。この場合、通算90日までは入院診療計画書及び領収書等の提出によって病気休暇を取得することができるか。

A7

○90日を超える部分については、診断書が必要であるため、90日を超えることが分かった時点で、診断書を提出するようにしてください。

Q8 通知別記1(1)の通院に係る特例について、体調がすぐれず医療機関を受診し、翌日も自宅で療養していた。この場合、自宅療養した日についても病気休暇が認められるか。

A8

○領収書等により病気休暇が認められるのは、医療機関受診日のみ。

Q9 通知別記1(1)の通院に係る特例について、一会計年度につき5日が上限であるが、時間単位で病気休暇を取得した場合は、時間の累積で5日まで病気休暇を取得することはできるか。

A9

○時間単位の取得でも1日とカウントするため、5回が限度となる。

Q10 通知別記1(1)の通院に係る特例について、一会計年度に月5日が上限であるが、既に取得した日数についてはどのように確認をすればいいか。

A10

○職員は、SSCで病気休暇を申請する際に既に当該特例によって承認を受けた病気休暇の回数を入力するとともに、2回目以降の申請にあたっては既に承認を受けた回数を確認すること。

○校長等は、SSCで当該職員について既に承認を行った回数を確認するとともに、保管している領収書等によって当該職員が既に承認を受けた回数を確認すること。

Q11 通知別記1(2)の特例について、慢性疾患などにより、診断書に「●●(病状)のため、向こう1カ月間、週1回(期間と頻度)の通院加療を要する。」と記載がされている場合でも、その都度、診断書の提出が必要か。

## A11

- 診断書に記載された「期間」及び「頻度」を校長等が確認し、その期間と頻度で当該慢性疾患に係る病気休暇を承認できるものであれば、その期間内は当該診断書に基づく取扱いを行うものとし、通院の都度、診断書の提出を求めるものではない。（提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求め、事由を確認する。）
- ただし、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等の提出が必要となる。
- なお、診断書に記載された期間が経過したときや、通院の頻度を変更したときなどは、新たに診断書を提出する必要がある。

Q12 通知別記 1 (3) の特例について、指定難病、特定疾患として指定されている疾患を知りたい。
--

## A12

【参考】難病情報センター

指定難病 <https://www.nanbyou.or.jp/>

特定疾患 <https://www.nanbyou.or.jp/entry/3766>



## 病気休暇の承認手続きについて 通知＜別記＞ 改正 （新旧対照表）

改正後（別記）	現行（別記）
<p>[別記]</p> <p>病気休暇の承認手続きについて</p> <p>1 病気休暇の承認に当たっての確認事項等の取扱い</p> <p>○病気休暇の承認に当たっては、その願い出ごとに（1日単位、1時間単位の病気休暇含む）、<u>病気休暇に関する事由及び療養を要する期間を医師の診断書によって確認する。</u></p> <p><b>【病気休暇に関する事由】</b></p> <p>①病気（負傷又は疾病）の事実</p> <p>②療養する必要があること</p> <p>③勤務することが困難であること</p> <p>○<u>なお、時間単位の病気休暇を承認する場合は、</u>決裁権者において、勤務時間内に通院する必然性とともに、必要と認められる時間帯を適切に判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該時間帯に勤務することが困難であるかどうか。</li> <li>・当該時間帯でなければ治療を受けられないかどうか。</li> </ul> <p>※<u>遠隔地の医療機関である場合等は、当該医療機関でなければ治療を受けられないかどうかにも留意する。</u></p>	<p>[別記]</p> <p>病気休暇の承認手続きについて</p> <p>1 病気休暇の承認に当たっての確認事項等の取扱い</p> <p>○病気休暇については、<u>大阪府立高等学校等処務規程第10条第3項に基づき、その願</u>い出ごとに（1日単位、1時間単位の病気休暇含む）、<u>医師の診断書により次の①から③の事由の全てについて、必ず確認する。</u></p> <p>①病気（負傷又は疾病）の事実</p> <p>②療養する必要があること</p> <p>③勤務することが困難であること</p> <p>○時間単位の病気休暇を承認する場合は、決裁権者において、勤務時間内に通院する必然性とともに、必要と認められる時間帯を適切に判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該時間帯に勤務することが困難であるかどうか。</li> <li>・当該時間帯でなければ治療を受けられないかどうか。</li> </ul> <p>※当該医療機関でなければ治療を受けられないかどうかにも留意する。</p>

改正後（別記）	現行（別記）
<p><u>(1) 診断書に代わる書類を提出する場合の特例</u></p> <p><u>ア. 母性健康管理指導事項連絡カードを提出する場合</u></p> <p>病気休暇に関する事由及び療養を要する期間を確認できる場合は、<u>診断書の提出は不要。</u></p> <p><u>イ. 入院の場合において、入院診療計画書及び領収書等を提出する場合</u></p> <p><u>次の①から⑤が確認できる場合は、診断書の提出は不要。</u></p> <p>①職員氏名</p> <p>②入院した期間</p> <p>③入院した医療機関名</p> <p>④主治医名</p> <p>⑤病名</p> <p><u>ウ. 通院の場合において、原則、事前に「医療機関を受診する旨」を校長・准校長等に伝え</u></p> <p><u>た上で、医療機関を受診し、診断書に代えて領収書等を提出する場合</u></p> <p><u>次の①から④が確認できる場合は、一会計年度につき 5 日以内、かつ、通院した当日に限り、診断書の提出は不要。ただし、病気休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて勤務しない場合、または、病気休職となる場合は診断書の提出が必要。</u></p> <p>①職員氏名</p> <p>②通院日</p> <p>③通院した医療機関名</p> <p>④病気休暇に関する事由</p>	

改正後（別記）	現行（別記）
<p>削除（下記3で定める）</p>	<p>○病気休暇の承認は、校長等が行うものとする。また、病気休暇を承認した校長等は、承認した内容について、適宜、教育委員会事務局担当者へ報告する。</p> <p>○確認書類については、各学校で1年間（各種休暇願の保存期間）保存する。</p>
<p>削除（上記1に統合する）</p>	<p>2 1枚の診断書で一定期間に及ぶ入院や自宅での安静加療を要する場合の取扱い</p> <p>○診断書に「安静加療」の期間と頻度の記載があれば、その間は1枚の診断書で取扱い可能とする。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>「○○（病状）のため3日間（期間と頻度）の安静加療を要する」</p> <p>⇒この1枚の診断書で3日間の自宅療養のための病気休暇を承認できる。</p>
<p><u>(2)</u> 一定期間に及ぶ通院加療を要する場合の特例</p> <p>○診断書に「通院加療」の期間と頻度の記載があれば、その間は1枚の診断書で取扱い可能とする。</p> <p>○その場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等の提出を求める。</p> <p>○提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>「●●（病状）のため、向こう1カ月間、週1回（期間と頻度）の通院加療を要する」</p> <p>⇒この1枚の診断書で向こう1カ月間、週1回の通院加療のための病気休暇を承認でき</p>	<p>3 1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療を要する場合の取扱い</p> <p>○診断書に「通院加療」の期間と頻度の記載があれば、その間は1枚の診断書で取扱い可能とする。</p> <p>○その場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。</p> <p>○提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>「○○（病状）のため、向こう1カ月間、週1回（期間と頻度）の通院加療を要する」</p> <p>⇒この1枚の診断書で向こう1カ月間、週1回の通院加療のための病気休暇を承認でき</p>

改正後（別記）	現行（別記）
<p>る。なお、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等の提出を求める。</p>	<p>る。<u>なお、この場合の病気休暇の承認の期間は、必要最小限の日又は時間とする。</u>          なお、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。</p>
<p><u>(3) 指定難病等に罹患した職員に関する特例</u></p> <p>○指定難病等（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患（特定疾患））<u>に起因する突発的な症状等により不定期に通院する必要がある旨が診断書に記載されていれば、個別・具体的に時期を特定して記載することが難しい症状等についても、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。</u></p> <p>○<u>なお、通院を要する原因となる突発的な症状等については、診断書記載の指定難病等と同一の疾患に起因するものであることが必要。</u></p> <p>○通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等の提出を求める。</p> <p>○この特例の対象は、通院の場合に限られ、自宅での安静加療は除く。</p> <p>○特定医療費（指定難病）等の医療費助成の受給の有無は問わない。</p> <p>○少なくとも年 1 回、新たな診断書の提出を求める。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>「●●（指定難病等の病名）のため、週 1 回通院加療が必要。ただし、この疾病に起因した突発的な症状等により、これ以外に通院加療を要する可能性がある」</p>	<p>4 指定難病等に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について</p> <p>○指定難病等の範囲は、<u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患（特定疾患）とする。</u></p> <p>○<u>指定難病等に罹患した職員が突発的な症状等により通院を要した場合、診断書に予め病名と突発的な症状等により通院の可能性がある旨の記載があれば、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。</u></p> <p>○<u>通院の原因である突発的な症状等については、診断書記載と同一の指定難病等に起因するものであることが必要。</u></p> <p>○通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。</p> <p>○この特例の対象は通院の場合に限られ、自宅での安静加療は除く。</p> <p>○特定疾患医療費等の医療費助成の受給の有無は問わない。</p> <p>○少なくとも年 1 回、新たな診断書の提出を求める。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>「○○（指定難病等の病名）のため、週 1 回通院加療が必要。ただし、この疾病に起因した突発的な症状等により、これ以外に通院加療を要する可能性がある」</p>

改正後（別記）	現行（別記）
<p>⇒この1枚の診断書で、この診断書に記載された指定難病等に起因する突発的な症状で通院加療のための病気休暇を承認できる。ただし、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等の提出を求める。</p>	<p>⇒この1枚の診断書で、この診断書に記載された指定難病等に起因する突発的な症状で通院加療のための病気休暇を承認できる。ただし、<u>この場合の病気休暇の承認の期間は、必要最小限の日又は時間とする。</u>なお、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。</p>
<p><u>2 「病気休暇願」理由欄の記載方法</u></p> <p><u>SSC画面</u></p> <p>【記入例】</p> <p>○医師の診断書の提出がある場合</p> <p>⇒「●●（負傷又は疾病名）により療養が必要なため」と入力。</p> <p>○一定期間に及ぶ通院又は特例による通院で診断書がない場合</p> <p>⇒「<u>病気（負傷又は疾病）の事実」「療養する必要があること」「勤務することが困難であること</u>」の事由（病状、診療を受けていた時間帯など）について、当日の状況を入力。<u>通院の場合で領収書等の提出により診断書に代える場合は、併せて、申請年度において同取扱いにより既に承認を受けた病気休暇の日数を入力（上限日数の確認）。</u></p>	<p><u>5 「病気休暇願」理由欄の記載方法</u></p> <p><u>SSC画面</u></p> <p>【記入例】</p> <p>○医師の診断書の提出がある場合</p> <p>⇒「○○（負傷又は疾病名）により療養が必要なため」と入力。</p> <p>○一定期間に及ぶ通院又は特例による通院で診断書がない場合</p> <p>⇒<u>1①から③の事由（病状、診療を受けていた時間帯など）について、当日の状況を入力。</u></p>
<p><u>3 病気休暇の承認及び確認書類の保管</u></p> <p>○<u>病気休暇の承認は、校長・准校長が行うものとする。また、病気休暇を承認した校長・准校長は、承認した内容について、適宜、教育庁担当者へ報告する。</u></p> <p>○<u>確認書類については、各学校において、各種休暇願の文書保存期間である1年間保存する。</u></p>	

改正後（別記）	現行（別記）
<p><u>4</u> 健康管理、サービスに関する指導</p> <p>○職員が病気休暇を繰り返し願い出ている場合や定期的に勤務時間内に通院するため時間単位の病気休暇を願い出ている場合などには、健康管理の観点から、校長等は、適宜、病状を確認するものとする。（例：当該職員に主治医等に病状を確認させる、当該職員が診療を受ける際に付き添う等）</p> <p>○また、必要に応じて、産業医等の健康相談・指導やサービス規律を確保するための指導を行うものとする。</p>	<p><u>6</u> 健康管理、サービスに関する指導</p> <p>○職員が病気休暇を繰り返し願い出ている場合や定期的に勤務時間内に通院するため時間単位の病気休暇を願い出ている場合などには、健康管理の観点から、校長等は、適宜、病状を確認するものとする。（例：当該職員に主治医等に病状を確認させる、当該職員が診療を受ける際に付き添う等）</p> <p>○また、必要に応じて、産業医等の健康相談・指導やサービス規律を確保するための指導を行うものとする。</p>
<p><u>改正履歴</u></p> <p><u>平成 25 年 3 月 29 日 教委職企第 2282 号</u></p> <p><u>平成 27 年 3 月 13 日 教委職企第 2027 号</u></p>	

## (参考) 病気休暇の承認手続きについて QA 改正 (新旧対照表)

改正案 (QA)	現行 (QA)
<p>Q1 <u>診断書の提出を求める趣旨は。</u></p> <p>A1</p> <p>○病気休暇を承認するに際しては、職員が負傷又は疾病のために勤務しないことがやむを得ないという理由とその期間について、客観的に把握することが必要。</p> <p>○そのためには、専門家である医師の診断書により、その病状等を正確に確認することが必要と考えている。</p> <p>○このことが教職員の適切な健康管理とサービス規律の確保を行っていくうえで大切と認識している。</p> <p>○また、複数の自治体で病気休暇の不適切な取得事例があり、府民から厳しい視線が向けられていることから、より府民理解を得られる病気休暇制度のもと、病気に罹った教職員には、<u>医師の診断に基づいて治療に専念してもらい、できるだけ早く復帰してもらうもの。</u></p> <p>○結果的には、このことが行政効率をあげることに寄与するものと考えている。</p> <p>○一方で、<u>職員の負担軽減を図る必要があることから、母性健康管理指導事項連絡カードは診断書と同様のものとして取り扱う。</u>また、次の書類を提出する場合は、<u>診断書の提出を不要とする。</u>ただし、病気休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて勤務しない場合、または、<u>病気休職となる場合は診断書の提出が必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>入院については、入院診療計画書及び領収書等</u></li> <li>▶ <u>通院については、領収書等（一会計年度につき 5 日以内とし、通院当日に限る。）</u></li> </ul>	<p>Q1 今回の改正の趣旨は。</p> <p>A1</p> <p>○病気休暇を承認するに当たっては、教職員が負傷又は疾病のために勤務しないことがやむを得ないという理由及びその期間について、客観的に把握することが必要となる。</p> <p>○そのためには、専門家である医師の診断書により、その病状等を正確に確認することが必要と考えている。</p> <p>○このことが教職員の適切な健康管理とサービス規律の確保を行っていくうえで大切と認識している。</p>

改正案 (QA)	現行 (QA)
<p><u>削除 (QA1 で定める)</u></p>	<p><u>Q2 なぜ、今、改正するのか。</u></p> <p><u>A2</u></p> <p>○<u>昨年、複数の自治体で病気休暇の不適切な取得事例が見受けられ、このことにより、府民から厳しい視線が向けられている。</u></p> <p>○<u>今回、より府民理解を得られる病気休暇制度に改正し、その制度のもと、病気に罹った教職員には、医師の診断に基づき、治療に専念してもらい、できるだけ早く復帰してもらうもの。</u></p> <p>○<u>結果的には、このことが行政効率をあげることに寄与するものと考えている。</u></p>
<p><u>Q2 「診断書」とは、どのようなものを言うのか。また、いつ提出しなければならないか。</u></p> <p><u>A2</u></p> <p>○<u>医師法第17条で「医師でなければ、医業をなしてはならない。」とされている。ここでいう「医業」とは「医行為を業として行うこと。」とされており、医師のみが行う「医行為」には「診断、手術、診断書・処方箋などの交付、医師の指示」などがある。</u></p> <p>○<u>このように、現行法上、診断を行い、診断書を交付できるのは医師に限定されている。</u></p> <p>○<u>従って、「医師の診断書」とは、医師の診断に基づき、医師がその診断内容を記した文書をいう。</u></p>	<p><u>Q3 病気休暇を願い出る際に必要な「医師の診断書」とは、どのようなものをいうのか。</u></p> <p><u>A3</u></p> <p>○<u>医師法第17条で「医師でなければ、医業をなしてはならない。」とされている。ここでいう「医業」とは「医行為を業として行うこと。」とされており、医師のみが行う「医行為」には「診断、手術、診断書・処方箋などの交付、医師の指示」などがある。</u></p> <p>○<u>このように、現行法上、診断を行い、診断書を交付できるのは医師に限定されている。</u></p> <p>○<u>従って、「医師の診断書」とは、医師の診断に基づき、医師がその診断内容を記した文書をいう。</u></p> <p>○<u>なお、校長等は病気休暇を承認するに当たって、「医師の診断書」により、次の事由を確認することとする。</u></p> <p><u>① 病気（負傷又は疾病）の事実</u></p> <p><u>② 療養する必要があること</u></p> <p><u>③ 勤務することが困難であること</u></p>



改正案 (QA)	現行 (QA)
<p>○<u>診断書は原則として病気休暇を願い出る際に提出するものであるが、急病等であらかじめ提出できない場合は、事後速やかに提出すること。この場合、病気休暇の承認は、診断書を確認した後に行うこと。</u></p>	
<p>Q3-1 <u>通知別記 1 (1) の入院に係る特例について、「入院診療計画書」及び「領収書等」とはどのようなものを言うのか。</u></p> <p>A3-1</p> <p>○<u>入院診療計画書は、入院した医療機関の医師が発行した書面で、次の①から⑤が確認できるもの。</u></p> <p>①<u>職員氏名</u></p> <p>②<u>入院する期間</u></p> <p>③<u>入院する医療機関名</u></p> <p>④<u>主治医名</u></p> <p>⑤<u>病名</u></p> <p>○<u>領収書等は、受診した医療機関が発行した書面で実際の入院期間が確認できるもの。</u></p>	
<p>Q3-2 <u>通知別記 1 (1) の通院に係る特例について、「領収書等」とはどのようなものを言うのか。</u></p> <p>A3-2</p> <p>○<u>受診した医療機関が発行した書面（領収書、検査結果画像、処方箋、診察券、診療受付表、薬袋、療養証明書、診断情報提供書、状況説明書等）で、次の①から④が確認できるもの。</u></p> <p>①<u>職員氏名</u></p> <p>②<u>通院日</u></p>	

改正案 (QA)	現行 (QA)
<p>③通院した医療機関名</p> <p>④病気休暇に関する事由</p>	
<p>Q3-3 書類は原本の提出が必要か。</p> <p>A3-3</p> <p>○写しの提出でよい。</p>	
<p>Q3-4 病気休暇の願い出に当たって通知別記 1 の特例によらず、診断書を提出してもよい</p> <p>か。</p> <p>A3-4</p> <p>○よい。必ずしも特例的取扱いによって願い出なければならない趣旨ではない。</p>	
<p>Q4 医療機関とは何を指すか。</p> <p>A4</p> <p>○歯科を含む病院・診療所を指し、薬局や柔道整復は含まない。</p>	<p>Q4 柔道整復師の発行する施術証明書をもって医師の診断書に代えることができるか。</p> <p>A4</p> <p>○施術証明書は、施術を行った事実及び加療日数の予定を記載するものであり、患者の健康状態や疾病名、治療方法、治療結果等の記載はできないとされている。そのため、医師の診断書に代えることはできない。</p>
<p>削除 (QA2 に統合)</p>	<p>Q5 診断書はいつ提出しなければならないか。</p> <p>A5</p> <p>○原則、病気休暇を願い出る際に提出するもの。</p> <p>○ただし、急病等であらかじめ提出できない場合は、事後速やかに提出すること。その場合、病気休暇の承認は、診断書を確認した後となる。</p> <p>○なお、病気が重傷等のため教職員本人から病気休暇の願い出及び診断書の提出を行うことが困難な場合は、家族等からの願い出・提出でも可能。</p>

改正案 (QA)	現行 (QA)
<p><u>削除</u></p>	<p><u>Q6 朝、起きて体調が悪く出勤できない場合、直ちに診断書は提出できないが、休まざるを得ない。このような場合、病気休暇は認められないのか。</u></p> <p><u>A6</u></p> <p><u>○教職員は学校に連絡し、病状等を伝える。その旨を受けた校長等は、診断書による病気休暇の事由を確認できないので、その時点で病気休暇の承認はできない。</u></p> <p><u>○教職員が医療機関において医師の診断を受け、病気休暇に該当する事由を記載した診断書を提出し、当該診断書に基づき、校長等が病気休暇に該当すると判断できれば、事後に病気休暇を承認する。</u></p>
<p><u>Q5 体調が悪くなり、病院へ行けず自宅で寝ていたが、体調が回復したため、翌日から勤務することができた。この場合、診断書は提出できないが、病気休暇は認められるのか。</u></p> <p><u>A5</u></p> <p><u>○医師の診断書の提出がなければ、病気休暇の必要性が確認できないため、承認することはできない。</u></p>	
<p><u>Q6 1日のうち2回(例えば朝と夕)病気休暇を取得した場合、それぞれ診断書は必要か。</u></p> <p><u>A6</u></p> <p><u>○朝夕それぞれについて、病気休暇の必要性が記載されている診断書であれば1通で可。</u></p>	

改正案 (QA)	現行 (QA)
<p><u>Q7 通知別記 1 (1) の入院に係る特例について、既に 85 日間の病気休暇の承認を受けているが、新たに 10 日間の入院が必要となった。この場合、通算 90 日までは入院診療計画書及び領収書等の提出によって病気休暇を取得することができるか。</u></p> <p><u>A7</u></p> <p><u>○90 日を超える部分については、診断書が必要であるため、90 日を超えることが分かった時点で、診断書を提出するようにしてください。</u></p>	
<p><u>Q8 通知別記 1 (1) の通院に係る特例について、体調がすぐれず医療機関を受診し、翌日も自宅で療養していた。この場合、自宅療養した日についても病気休暇が認められるか。</u></p> <p><u>A8</u></p> <p><u>○領収書等により病気休暇が認められるのは、医療機関受診日のみ。</u></p>	
<p><u>Q9 通知別記 1 (1) の通院に係る特例について、一会計年度につき 5 日が上限であるが、時間単位で病気休暇を取得した場合は、時間の累積で 5 日まで病気休暇を取得することはできるか。</u></p> <p><u>A9</u></p> <p><u>○時間単位の取得でも 1 日とカウントするため、5 回が限度となる。</u></p>	
<p><u>Q10 通知別記 1 (1) の通院に係る特例について、一会計年度につき 5 日が上限であるが、既に取得した日数についてはどのように確認をすればいいか。</u></p> <p><u>A10</u></p> <p><u>○職員は、SSC で病気休暇を申請する際に既に当該特例によって承認を受けた病気休暇の回数を入力するとともに、2 回目以降の申請にあたっては既に承認を受けた回数を確認すること。</u></p>	

改正案 (QA)	現行 (QA)
<p>○校長等は、SSC で当該職員について既に承認を行った回数を確認するとともに、保管している領収書等によって当該職員が既に承認を受けた回数を確認すること。</p>	
<p><u>Q11 通知別記 1 (2) の特例について、慢性疾患などにより、診断書に「●● (病状) のため、向こう1カ月間、週1回 (期間と頻度) の通院加療を要する。」と記載がされている場合でも、その都度、診断書の提出が必要か。</u></p> <p><u>A11</u></p> <p>○診断書に記載された「期間」及び「頻度」を校長等が確認し、その期間と頻度で当該慢性疾患に係る病気休暇を承認できるものであれば、その期間内は当該診断書に基づく取扱いを行うものとし、通院の都度、診断書の提出を求めるものではない。(提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求め、事由を確認する。)</p> <p>○ただし、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等の提出が必要となる。</p> <p>○なお、診断書に記載された期間が経過したときや、通院の頻度を変更したときなどは、新たに診断書を提出する必要がある。</p>	<p><u>Q7 例えば、慢性疾患などにより、診断書に「○○ (病状) のため、向こう1カ月間、週1回 (期間と頻度) の通院加療を要する。」と記載されており、週1回通院治療が必要な場合でも、その都度、診断書の提出が必要か。</u></p> <p><u>A7</u></p> <p>○診断書に記載された「期間」及び「頻度」を校長等が確認し、その期間と頻度で当該慢性疾患に係る病気休暇を承認できるものであれば、その期間内は当該診断書に基づく取扱いを行うものとし、通院の都度、診断書の提出を求めるものではない。(提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求め、事由を確認する。)</p> <p>○ただし、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等<u>(写)</u>の提出が必要となる。</p> <p>○なお、診断書に記載された期間が経過したときや、通院の頻度を変更したときなどは、新たに診断書を提出する必要がある。</p>
<p><u>削除 (QA5 で定める)</u></p>	<p><u>Q8 体調が悪くなり、病院へ行けず自宅で寝ていた。そうしたところ、体調がよくなり、翌日から勤務することができた。この場合、診断書は提出できないが、病気休暇は認められるのか。</u></p> <p><u>A8</u></p> <p>○医師の診断書の提出がなければ、校長等も病気休暇を承認するための事由が確認できないため、病気休暇を承認することができない。年休等で対応することになる。</p>

改正案 (QA)	現行 (QA)
<p><u>削除</u> (QA6 で定める)</p>	<p>Q9 1日のうち2回(例えば朝と夕)病気休暇を取得した場合、それぞれ診断書は必要か。</p> <p>A9</p> <p>○医師の診断書に、朝夕それぞれ、病気休暇を承認するための内容が記載されていることが必要。(ただし、1通の診断書にその内容が記載されていれば、1通でも可。)</p>
<p><u>削除</u> (前回改正に係る内容であるため)</p>	<p>Q10 施行日前から病気休暇を取得している者の診断書は、施行日後に取り直す必要はあるのか。</p> <p>A10</p> <p>○既に提出された診断書に記載されている期間・頻度について病気休暇を承認できており、その内容に変更がない場合は、改めて診断書の提出は必要ない。(ただし、診断書の発行日から1年を経過していないこと。)</p>
<p>Q12 <u>通知別記 1 (3) の特例について、指定難病、特定疾患として指定されている疾患を知りたい。</u></p> <p>A12</p> <p>【参考】難病情報センター</p> <p>指定難病 <a href="https://www.nanbyou.or.jp/">https://www.nanbyou.or.jp/</a></p> <p>特定疾患 <a href="https://www.nanbyou.or.jp/entry/3766">https://www.nanbyou.or.jp/entry/3766</a></p>	<p>Q11 「指定難病等」については、<u>診断書の取扱いについて「特例」を設けているとのことであるが、どのような取扱いであるのか。</u></p> <p>A11</p> <p>○ここでの「指定難病等」とは、<u>指定難病及び特定疾患をいう。</u></p> <p>○指定難病とは、<u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病のことをいい、また、特定疾患とは、厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患をいう。従って、医師の診断書により、指定難病等であることが特定できれば、「特例」の取扱いを可能とする。</u></p> <p>○<u>特定疾患医療費等の医療費助成の受給の有無は問わない。</u></p> <p>○この場合、<u>診断書に「突発的な症状等により、随時、通院の必要性が生じる。」など、不定期の通院の必要性についての記載がある場合、診断書に個別・具体的に時期を特定して記載することが難しい突発的な症状等についても、再度の診断書は不要とする。</u></p>

改正案 (QA)	現行 (QA)
	<p>○ただし、<u>通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出は必要である。</u></p> <p>○なお、<u>突発的な症状等による「自宅療養」は、領収書等でその事実の確認ができないので、新たな診断書の提出が必要である。</u></p> <p>○平成 27 年 3 月 1 3 日改正前の本通知による特定疾患（旧 56 疾患）による<u>診断書の取扱いの特例については、平成 26 年 12 月 31 日までに当該特例に基づく診断書の取扱いによる病気休暇を取得していた場合は、以降についても従前どおりの取扱いとする（下図例 1 を参照。）。</u></p> <p>○また、平成 27 年 1 月 1 日以降の病気休暇の取得について、<u>指定難病等に罹患した職員から予め病名と突発的な症状等により通院の可能性ある旨の記載のある診断書の提出があった場合は、当該病気休暇の次以降に取得する指定難病等に係る突発的な症状等を原因とする通院による病気休暇（適用日時点において既に承認されているものを除く。）から当該特例を適用し、診断書の提出を不要とする（下図例 2 を参照。）。</u></p>